平成３０年（フ）第５６３号
東京都葛飾区東新小岩６丁目21―１―305　トミンハイム東新小岩六丁目
債務者　市川　　晃
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５７１号
東京都世田谷区船橋５丁目29―13　黒田方101
債務者　薊　　眞
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２２号
東京都八王子市緑町202番地４コーポヨコヤマ102号
債務者　新倉くみ子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５４８号
北九州市小倉北区泉台３丁目７番25―512号
破産者　角田　仁徳
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７４２号
埼玉県川口市南町１丁目９番10号
破産者　金巻　三楼
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７４３号
さいたま市桜区南元宿２丁目24番３号　サニーコート105号、住民票上の住所さいたま市桜区南元宿２丁目24番３号
破産者　金巻　康高
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５７号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地11棟104号、旧住所埼玉県加須市久下５丁目14番地４　カームリーⅣ101号室
破産者　伊賀　秋広
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９６号
さいたま市南区大字大谷口5168番地　シンタクハイツ101
破産者　小島　清志
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
埼玉県東松山市松葉町２丁目９番２号　ゼフィルスタカシマ　102、旧住所埼玉県東松山市松葉町２丁目17番27号　エステートピア志邑Ａ―102
破産者　鈴木　由和
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２７５号
埼玉県熊谷市久下119番地１　ライオンズマンション行田壱番館101号
破産者　安井　英男
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３０１号
千葉県南房総市千倉町白子1879番地１、旧住所東京都中央区勝どき３丁目２番３―607号
破産者　木村　哲也
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６３２号
北九州市八幡西区大浦２丁目11番19号
破産者　一田　秀彦
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２７号
佐賀県伊万里市松浦町中野原1755番地
破産者　江口　裕樹
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第６９号
鹿児島県志布志市松山町泰野3435番地１
破産者　山口　真也
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１９９５号
札幌市東区北15条東15丁目４番15―907号
破産者　堀越　勇輝
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２００４号
札幌市北区篠路町上篠路109番地96　サンヒルズゆりがはら102号
破産者　岡崎　竜太
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　札幌地方裁判所民事第４部